事前審査型サービス特約

第１条（本特約の適用範囲）

１．本特約は、加盟店による購入企業との取引の都度与信を行ったうえで本サービスの提供を行うことを前提とする加盟店規約の規定（第 5 条第 1 項、第 7 条、第 10 条第 1 項等）の定めにかかわらず、特定の購入企業に対する本サービスの提供について、取引に先立ち予め本特約に定める与信を行うことにより、取引の都度における与信を省略することができる旨を加盟店が特約した場合に適用されるものです（以下では、本特約に基づき当社が加盟店に対して提供する本サービスを「事前審査型サービス」といいます。）。

２．本特約は、加盟店規約に優先して適用され、本特約に規定のない事項については、加盟店規約が適用されます。

第２条（事前与信審査）

１．事前審査型サービスは、以下の手続により行うものとします。

① 加盟店は、本サービスの利用を予定している購入企業につき、事前与信に適した購入企業の信用を判断するに足る当社所定の情報（以下「与信データ」といいます。）を、当社所定の方法により、当社所定の期日までに当社に対し送信する。

② 当社は、与信データを確認したのち、当該購入企業について事前与信（事前審査型サービスにおける与信をいいます。以下同じ。）による本サービスの提供の可否を判断（以下「事前与信審査」といいます。）し、その結果を当社所定の方法により加盟店に対し通知する。

③ 事前与信審査の結果、当社が加盟店に対し当該購入企業について事前与信による本サービスの提供が可能であると通知した場合（以下「事前与信通過」といいます。）、当社は、当該購入企業（以下、事前与信通過をした当該購入企業を「事前与信購入企業」といいます。）に加盟店規約第 7 条第 2 項各号に定める事由が生じない限り、次項に定める与信保持期間における加盟店と事前与信購入企業との間の取引につき、本サービスを提供することを予め同意する。

④ 加盟店は、本サービス提供契約（本特約を含む）に基づき、利用媒体を利用して事前与信購入企業に商品の販売等をする際に、事前与信購入企業がその代金決済方法として本サービスを指定した取引につき、当社に対し、当該取引の内容を特定するに足る当社所定の取引情報（以下「取引データ」といいます。）を当社所定の方法により送信する。

⑤ 加盟店は、取引データ送信後、前号の取引に係る代金債権について当社が請求を行う場合に必要なものとして当社が定める情報を、当社に対し当社所定の方法で送信する（以下「請求書発行依頼」といいます。）ものとし、これにより当該取引に係

る売上が確定するという効果（以下「売上確定」といいます。）及び当該取引に係る代金債権について当社に対し請求書の発行を依頼するという効果が生ずるものとする。なお、加盟店は、当社所定の方法により、請求書発行依頼を前号の取引データ送信と同時に行うことができるものとする。

⑥ 当社が事前与信購入企業に対して当該取引についての代金の請求を行う。なお、振込等の支払手数料は、事前与信購入企業が負担するものとする。

⑦ 当社は加盟店に対して、加盟店規約第 10 条ないし第 13 条に基づき、当該代金に相当する金額を支払う。なお、この場合の加盟店規約第 10 条第 1 項は、下記のとおり読み替えるものとする。また、本条で定義した用語と加盟店規約で定義した用語が重複する場合は、加盟店規約で定義した用語につき、本条で定義した用語に読み替えるものとする。

記

「当社が本特約第 2 条第 1 項③の同意をした場合、当社は、加盟店が本特約第 2 条第 1 項⑤に基づき当社に対し行った請求書発行依頼を、別途当社が指定する期日に集計します。当社は、当該集計の対象となった債権を同日において当該債権の額面相当額で譲り受けるものとします。」

２．前項第 3 号の与信保持期間は、事前与信購入企業の上限金額に応じ、当社にて都度設定するものとします。

３．前項に定める与信保持期間に事前与信購入企業に関し取引データの送信を加盟店が行わなかった場合は、加盟店は、事前与信購入企業に関し再度第 1 項第 1 号の与信データの送信を実施しなければなりません。

第 3 条（有効期間）

本特約の有効期間は、本特約の締結日から加盟店規約に基づく本サービス提供契約が契約期間の満了等により終了した日までとします。ただし、当社又は加盟店は、加盟店規約第 22 条第 2 項ないし第 4 項の規定に準じて、本特約のみを解約することができるものとします。

第 4 条（条項の引用）

加盟店規約が本特約の対象となる条項を引用している場合、当該引用する各規定は、対応する本特約の各条項を引用しているものとみなします。

（2017 年 11 月 22 日実施）

（2021 年 2 月 15 日改訂）

（2025 年 4 月 1 日改訂）